

山形県 県史だより

第18号

山形県総務部学事文書課分室

県史資料室



写真1(上段) 宗門人別改帳展示

写真2(下段) 類族帳展示

〈特別寄稿〉二日町へようこそ



―「宗門人別改帳」と「類族帳」に見る―

山形大学地域教育文化学部教授

大喜直彦

一、はじめに

二〇二〇年一〇月三日(土)に、東北史学会大会が山形大学で開催されました。それに合わせて、私が特別学芸員を拝命する同大学附属博物館でも、本題と同じ展示タイトルで史料展を企画しました。取り上げたのは本館蔵の長井政太郎収集文書です。長井氏は山形県内の地理学、歴史学に功績を残しつつ、特に本学・本館にゆかりの深い人物です。

彼は明治三十八年(一九〇五)山形県西村山郡柴橋村(現、寒河江市大字中郷)に誕生。大正十年(一九二一)に山形県師範学校本科第一部に入学、卒業後、西村山郡本郷東部尋常高等小学校訓導として赴任、昭和五年(一九三〇)母校山形県師範学校教諭として勤務。昭和二十七年(一九五二)に創立された山形大学附属郷

土博物館（本館前身）の初代館長に就任、昭和四十五年（一九七〇）まで館長を勤めました。

長井氏は地理学・歴史学のみならず、失われつつあった県内各地の古文書や地籍図などの収集に尽力。結果、貴重な資料が現在に伝えられたのです。収集資料は「長井政太郎収集文書」として、本館のほか、山形県立博物館・文翔館の三館で保管されています。

今回、同文書の中から、二日町の「宗門人別改帳」と「類族帳」を選び出陳をしました。

なお、江戸時代の二日町は、現在の香澄町三丁目・十日町四丁目・八日町一丁目にあたります。最上義光時代に町立され、嘉永二年（一八四九）段階で、家数五一、人数二三五を数えました。集まる湯殿山道者衆相手に、商人の町として賑わいました。

二、東北には思ったよりキリシタンがいた

近年、東北地域でもキリシタンの遺跡調査のニュースなどを見るようになり、キリシタンにも注目が集まっているように思えます。

同教は、江戸時代前期に東北地域でかなり進展していました。早くは慶長十九年（一六一四）、イエズス会のアンジェリスが東北地域に布教を開始しており、彼に遅れて、サンフラン

シスコらが酒田から入国して、最上川沿いを山形藩内に入ってきたのです。

この布教活動の結果、東北地域での信者は、なんと一三、〇〇〇人にも上ったといえます。しかし、徳川幕府が同教禁教に舵を切ると、各地で権力者による信者への弾圧が始まります。山形城下では、寛永七年（一六三〇）、九人のキリシタンの信者が火刑に処せられ、二六人が斬首されたといえます。このような大殉教、弾圧へと展開し、やがて弾圧によりキリシタンは日本史上、消えていくのでした。

三、宗門人別改帳と類族帳

前述のことは、よく知られている話です。しかし、弾圧はこれで終わらないのです。この後があるのです。キリシタンの子どもや子孫たちは数世代の間、特別な台帳「類族帳」に登録され、幕府の厳しい監視下におかれたのです。このことは意外に知られていません。

その二日町の「類族帳」が、元禄八年（一六九五）から明和元年（一七六四）までの九冊あり、それが本館に所蔵されています。

徳川幕府にとって民衆統制は大きな課題でした。そこでキリシタン禁制の利用を考えつくのです。つまり旦（檀）那寺に禁制宗派の信徒

ではないことを調査・証明させ、その台帳を幕府へ提出させる制度の構築です。この調査を「宗門改」、台帳を一般的に「宗門人別改帳」（以下「改帳」と略す）といいます。

幕府は民衆支配のため「改帳」を作成した、とよく聞くでしょう。これはキリシタン改を梃子に初めて構築できたシステムなのです。

「改帳」はキリシタン改と同時に戸籍の機能を有し、同制度により幕府は民衆把握に成功したのです。なお「改帳」の一般的成立は、寛文十一年（一六七二）以降といわれ、明治四年（一八七一）戸籍法が成立するまで続きました。つまり、幕府の民衆支配体制の確立は、キリスト教のおかげともいえるのです。

この二日町の「改帳」は、宝暦十二年（一七六二）から慶応四年（一八六八）までの三五冊が本館に所蔵されています。

四、二日町の宗門人別改帳

〽二日町の人口動態はこの史料で！〽

「改帳」は、おおむね一軒単位で名・年齢・男女別・宗旨を書き上げ、戸主の押印、僧侶による証明という書式となっています。本展示史料（写真3）を例に示してみましょう。

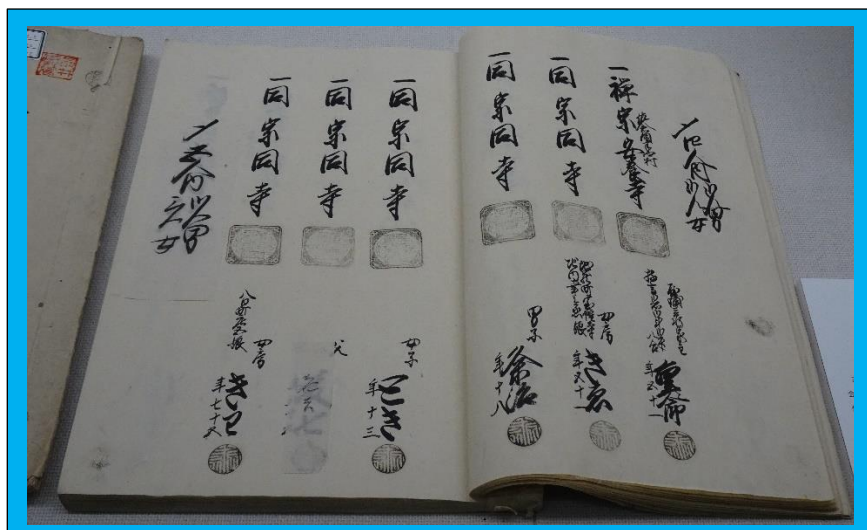


写真 3 羽州村山郡山形二日町人別宗旨御改帳

- メ四人内 式人男
佐倉領半郷村 屋鋪壺軒家主
- 一、禅宗安養寺(印) 持高式石式斗式升
八合重太郎(印)
年五十一
- 一、同宗同寺(印) 地蔵町宝幢寺
地内幸之丞娘 女房
年五十一

- 一、同宗同寺(印) 男子
条治(印)
年十八
- 一、同宗同寺(印) 女子
とき(印)
年十三
- 一、同宗同寺(印) 父
「死去」(貼紙)
女房
- 一、同宗同寺(印) 八日町庄吾娘きり(印)
年七十八
- メ五人内 式人男
三入女
- 三行目からが戸主重太郎の家族です。その旦那寺と同寺住職が自分の旦那であることを確認する印鑑が押してあります。これが家族分あります。最後に該当家族の総数が男二人、女三人と記され、家族集計となります。
- 「改帳」は家族構成、人口、その推移を探る基本史料です。歴史学・社会学・人口学などに極めて有益とされ利用されています。
- 五、二日町の類族帳
「厳しい監視、そこに生き抜いた人々の姿がみえる！」
- 貞享四年(一六八七)年、幕府はキリシタン

関係者を「本人」(殉教者・転びキリシタン)、「本人同然」(転宗以前に生まれた子)、「類族」(転び後に出生した「本人同然」の子孫・配偶者)に分け、特別の監視下に置く「類族改」を制定し、元禄八年(一六九五)に強化します。キリシタン関係者を「本人」から数えて男系六代・女系三代などにわたり、移動や居住、婚姻、家職、生死などを類族として同帳に登録して、幕府へ提出させました。

この「類族帳」は通称で、実際の名称は各地域によって異なります。本館蔵の台帳には「切死丹類族並生死帳」「古切支丹之類族御吟味二付指上候帳」などと書されています。

「類族帳」は、キリシタン類族の旦那寺・家族・年齢・家職・居住地・生死・婚姻などを細かく記録しています。展示史料(写真4)から一つ事例をあげてみましょう。

- 出羽国村山郡陳場村百姓、古切支丹弥六郎次男
本人同前乙五女かさね、但シ吉兵衛先妻二而候
出羽国山形二日町商人古切支丹四郎兵衛次女
本人同前なつ三女たつ夫
- 一、浄土宗 寺町来迎寺旦那(印) 吉兵衛
当未八十二歳
- 出羽国村山郡陳場村百姓、古切支丹弥六郎次男
本人同前乙五女かさね次女

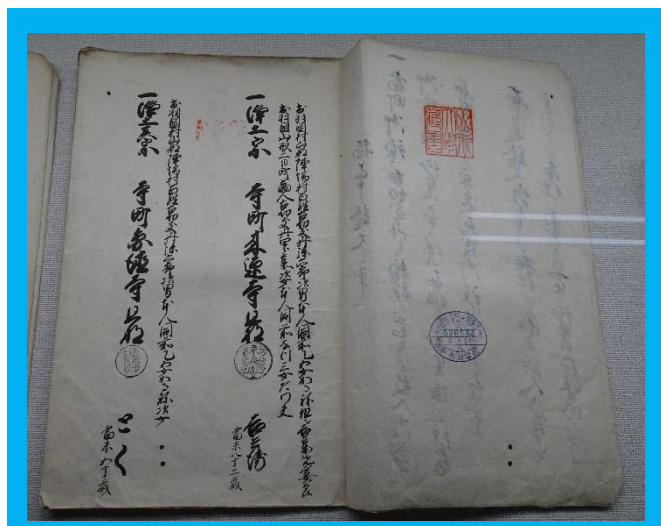


写真4 古切支丹之類族共御吟味ニ付指上候帳

より個人情報の詳細です。

但し、注意すべきは、ここに記載された人々が当時キリシタンであったということではありません。あくまでも、キリシタンの子孫という一点において登録されたのです。

ここに記載されている者が、当時、浄土真宗の旦那であっても登録されたのです。

六、おわりにー幕府が恐れる自由と信仰ー

このように本館には、キリスト教を基軸に作成された、二日町の「改帳」と「類族帳」がセツトで残っています。今後、これらを全体で分析すれば、キリスト教の研究、民衆の研究、町の研究など、多彩な研究に広がるはずです。

それだけではありません。幕府によるキリシタン弾圧・迫害は通常知られていますが、意外に東北地域にはキリシタンの人々が多かったことはあまり知られておらず、さらに弾圧後、幕府がしつこく追跡していたことも知られていないでしょう。

キリシタンへの迫害は、一過性ではなかったのです。この厳しい監視を生き抜いた人々が二日町にいたことを知ってほしいのです。

幕府による必死の監視は、恐れていた裏返しです。つまり、権力者・支配者は自分の立場

民衆支配を脅かすものが、自由や信仰であることを吐露しているのです。それゆえ自分たちの支配を護るために、自由・信仰を弾圧するのです。このことは今も昔もかわりません。その事実を「類族帳」からぜひ理解してもらいたいと思います。

これら史料に接したことを契機に今一度、自由や信仰とは何かを問い直すのもよいでしょう。そのために、さあ「二日町へようこそ」。

*参考文献

- ・藤田覚海「山形のキリシタン伝説」『日本歴史』第五六号、一九五三年
- ・浦川和三郎『東北キリシタン史』日本学術振興会、一九五七年
- ・河北町誌編纂委員会編『河北町の歴史』上巻、一九六二年
- ・山形市史編さん委員会『山形市史』中巻、同会、一九七一年、『同』下巻、一九七五年
- ・長井政太郎「山形県内の類族帳と潜伏キリシタンの遺物に就いて」『東北学院大学論集』歴史学・地理学第二号、一九七一年
- ・矢島浩『山形キリシタン類族帳の研究』むさしの書房、一九七七年
- ・山形市史編集委員会編『山形市史編集資料』第一四号、同会、一九七九年

一、浄土真宗 寺町圓徳寺旦那（印）とく

当未五十歳

類族とされた吉兵衛は、陳場村の百姓で古切支丹弥六郎の次男で本人と同前であった乙の五女かさねの夫でした。現在は、浄土宗の来迎寺旦那であると記録しています。

同じくとくは、かさねの次女で、現在は圓徳寺の旦那となっていたと記されています。

このように、誰の子孫が、元どこにいたか、誰と結婚しているか、現在の宗派は何かなどを事細かく記録しているのです。明らかに「改帳」

(刊行年月日)	採 録 概 要	市町村名	(刊行年月日)	採 録 概 要	市町村名
第1集 (昭和57年3月)	1 横 久右衛門家文書	河北町	第2集 (昭和58年6月)	1 半田 要家文書	山形市
	2 菅 谷蔵家文書	最上町		2 横山 裕家文書	山形市
	3 吉田 每家文書	最上町		3 梅津利雄家文書	長井市
	4 中鉢儀右衛門家文書	最上町		4 横沢弥兵衛家文書	長井市
	5 最上町笹森・佐藤家文書	最上町	第3集 (昭和59年2月)	1 飯田公民館所蔵文書	山形市
	6 荒川義輝家文書	最上町		2 渡辺忠左衛門家文書	寒河江市
	7 佐藤啓輔家文書	最上町		3 尾形家文書	上山市
	8 小国畜産史関係文書	最上町		4 斎藤家文書	上山市
	9 荒木伊左衛門家文書	鮭川村		5 佐藤家文書	上山市
	10 原家文書	白鷹町		6 武田又右衛門家文書	川西町
	11 別部家文書	白鷹町		7 武田源右衛門家文書	川西町
	12 本木三右衛門家文書	白鷹町		8 土門家文書	遊佐町
	13 新野次左衛門家文書	白鷹町		9 石垣家文書	遊佐町
	14 小林家文書	白鷹町		10 佐藤(昭)家文書	遊佐町
	15 金田市郎兵衛家文書	白鷹町		11 佐藤(忠)家文書	遊佐町
	16 金田儀右衛門家文書	白鷹町		12 川俣家文書	遊佐町
	17 小林宇左衛門家文書	白鷹町		13 渋谷家文書	遊佐町
	18 鈴木原五左衛門家文書	白鷹町		14 曾根原家文書	遊佐町
	19 植木右内家文書	白鷹町		15 石山家文書	遊佐町
	20 石井与左衛門家文書	白鷹町		16 町史編さん室 所蔵文書	遊佐町
	21 本庄家文書	白鷹町	第4集 (昭和60年3月)	1 堀米四郎兵衛家文書	河北町
	22 黒沢家文書	白鷹町		2 鹿野和夫家文書	河北町
	23 観音寺文書	白鷹町		3 海老名宣行家文書	村山市
	24 大貫吉左衛門家文書	白鷹町	第5集 (昭和61年3月)	1 立石寺文書	山形市
	25 芳賀家文書	白鷹町		2 逸見家文書	河北町
	26 湯沢紀左衛門家文書	白鷹町		3 宇野家文書	河北町
	27 佐々木家文書	白鷹町		4 藻鯉亭文庫文書	河北町
	28 小林武右衛門家文書	白鷹町		5 柴田家文書	河北町
	29 直江文書	白鷹町		6 菊池家文書	東根市
	30 中川嘉兵衛門家文書	白鷹町		7 斎藤家文書	村山市
	31 本庄氏文書	白鷹町		8 井関家文書	新庄市
	32 鈴木 昭家文書	白鷹町		9 松坂家文書	新庄市
	33 紺野嘉右衛門家文書	白鷹町		10 武田家文書	新庄市
	34 荒砥役屋文書	白鷹町		11 広野家文書	新庄市
	35 大滝茂助家文書	白鷹町	第6集 (昭和62年3月)	1 瑞雲院文書	新庄市
	36 高学院文書	白鷹町		2 佐藤家文書	新庄市
	37 小林重兵衛家文書	白鷹町		3 広野家文書	新庄市
	38 小関三郎家文書	白鷹町		4 清野家文書	河北町
	39 工藤茂作家文書	白鷹町		5 今田家文書	河北町
	40 横山嘉久雄家文書	白鷹町		6 細谷家文書	河北町
	41 塚原惣左衛門家文書	白鷹町		7 板坂家文書	河北町
	42 菅 四郎兵衛家文書	白鷹町		8 長願寺文書	河北町
	43 紺野六郎兵衛家文書	白鷹町	第7集 (昭和63年3月)	1 後藤家文書	天童市
	44 青木修省家文書	白鷹町		2 奥山家文書	河北町
	45 新野名助家文書	白鷹町		3 細谷家文書	河北町
	46 荒川幸一家文書	白鷹町		4 土生田村文書	村山市
	47 川村家文書	飯豊町		5 袖崎村文書	村山市
	48 伊藤家文書	飯豊町		6 荒木家文書	鮭川村
	49 小松家文書	飯豊町	第8集 (平成元年2月)	1 大久保村文書	村山市
	50 朝日村役場南出張所文書	朝日村		2 遅沢家文書	新庄市
	51 上田沢部落有文書	朝日村			

「山形県史料所在目録」

《資料紹介 県史資料室資料》

山形県史編さん室では、昭和五十六年度より同六十三年度まで、山形県内一六市町村九四家の古文書を調査し、「山形県史料所在目録」第一集～第八集を刊行しています。全八冊に掲載さ

れた古文書の総点数は約七二、〇〇〇点にのびります。(左表)
古文書の内容は多岐にわたり、分類項目表に沿って、領土支配・村の行政・人口などの内容別に分類して整理番

号を付し、目録には標題・年代・差出人などを記載しています。
山形県では、昭和三十二年度に県史編さん事業が始まると、その基礎となる歴史資料の調査・収集が県内外にわ

たつて精力的に行われ、貴重な歴史資料は資料篇に数多く収録されました。収集対象は古文書を所蔵する個人や寺院、歴史資料保存機関など広範囲に渡ります。一方、歴史資料の調査・収集を進める中で、県内に関わる貴重な歴史資料が県外に散逸する状況が見えてきました。当時の「山形新聞」(昭和五十五年十二月二十日付朝刊)には次のように記されています。

古文書、歴史保存「へ本腰
収集調査員を委嘱

県史編さん室では(中略)必要な古文書類が多数、県外に流出していることがわかった。例えば明治大学刑事博物館目録をみると、出羽国村山郡山口村文書、村山郡前田沢村今井家文書など、県内の藩政時代を中心にした近世古文書がズラリ。都立大付属図書館には、山形藩最後の藩主の水野家文書、国立国会図書館に三島通庸関係文書が収蔵されているといった具合だ。(中略)わざわざ上京してマイクロフィルムに収めてくることもある。いまになって流出してしまったことに對する嘆きが聞かれる。「これでは貴重な歴史資料がさらに県外に渡ってしま

う。」という危機感から、このほど開かれた県史編さん会議で、来年度事業として、古文書目録作成のための資料調査員を委嘱し、発掘、調査を行う。収集した古文書の保存、利用法を確立するため、関係者によるプロジェクトチームを設置することを決めた。

こうして取り組まれたのが「山形県史料所在目録」作成事業です。昭和五十六年六月の「資料所在目録作成事業実施要綱」には「山形県の歴史の流れを解明し、今後の県政発展の指針ともなる古文書等の貴重な資料の保存研究に万全を期すため、新たに資料調査協力員を委嘱し、その散逸が当面懸念される箇所につき緊急調査を行い、古文書等の所在目録を作成するものである」と、その趣旨が記されています。



「山形県史料所在目録」

《資料紹介 県史資料室資料》

榎久右衛門家文書

「谷地郷取締議定書」

山形県史編さん室における歴史資料の調査・収集過程で見つかった貴重な資料は、一部写真として保存していますが、「山形県史料所在目録」第一集の冒頭に採録されている河北町の「新町村 榎久右衛門家文書」については、二四冊の写真帳があります。これらの資料の中から「谷地郷取締議定書」を紹介します。

谷地郷は、近世期に八カ村に分割されますが、元和八年(一六二二)最上氏改易後、北口・下工藤小路の二カ村は新庄藩領に、大町・松橋・新町・荒町・上工藤小路・前小路の六カ村は上山藩領となりました。上山藩領六カ村は寛永四年(一六二七)に幕府領となり、前小路・荒町の二カ村は天保十三年(一八四二)に山形藩領、弘化二年(一八四五)に上野国館林藩領となっ



「新町村 榎久右衛門家文書」写真帳

ています。また、前小路村はこの間、天明四年(一七八四)に米沢藩預所になっています。「谷地郷取締議定書」はこうした支配領域が異なる八カ村一二組間で結ばれた取り決めです。

「谷地郷取締議定書」の初見は天保二年(一八三二)四月のもので、『河北町の歴史』上巻に紹介されています。写真帳の「谷地郷取締議定書」は、嘉永七年(一八五四)二月に作成されたもので、「榎氏之孫 九右衛門清重控」と記されています。全部で八カ条から成り、第一条に「谷地郷村々取締りのため、拾二ヶ組名主・庄屋兩人ずつ、組合四季代り諸事締方行司、去る天保四巳年中相立て候所、その後打ち

谷中取締議定書之事

一 谷地郷村々為取締二但名主庄屋兩人宛組合
以季代諸事締方行司去天保四巳年中
相立不之違并絶候に於て今般取締候一上
左之通相定候事

郷中取締議定書之事

一 谷地郷村々為取締、拾二ヶ組名主庄屋兩人宛、組合
四季代り諸事締方行司、去ル天保四巳年中
相立候所、其後打絶候二付、猶又今般評議之上、
左之通相定候事

一 無宿駄并一本刀、其外帶刀致候者とても風俗不宜
もの、村々二徘徊致候義つねく嚴敷遂穿
鑿為致徘徊間敷候、若其村々名主庄屋之申
付儀不用、住居又ハ止宿等為致候ハ、其村役人并
最寄村方心附次第、行司名主庄屋方江内通可有之、
其上行司方谷地郷村役人方江可然詰場書入
廻状可差出間、即刻相詰評議之上、一統惡者共の
居合候場所江押込追散し可申候、若手向等いたし候
ハ、搦捕其筋江注進可致候、右二付掛り之入用者
金高五分通掛村二而さし出、残五分ハ掛村相除
其余之村方面割可差出事

但、仲間江通達もなく、村限に而惡党共并理不尽
成者共取押へ候儀ハ、郷中二而無構、其村々之可為入用事

(上)「谷地郷取締議定書」(写真帳より)

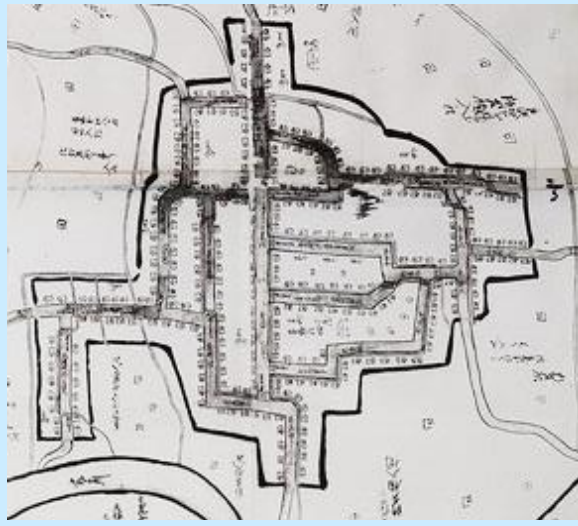
(下)「谷地郷取締議定書」翻刻

絶え候につき、なお又今般評議の上、左の通り相定め候事」とあり、前小路村名主・大町下組名主・下工藤小路村庄屋・北口村庄屋・工藤小路村名主・同名主・松橋村組頭・同名主・大町上組名主・新町村組頭・同名主・荒町村名主が「行司」として月割りされ、取締りの責任者を交代で決めています。それ以下の箇条は天保二年のものとはほぼ同内容で、末尾には、一二名に加えて谷地郷中にある御朱印地円福寺とその役人が署名捺印しています。

同資料は『河北町史資料』第一号円福寺文書(上巻)にも入っていますが、

榎久右衛門は明治五年(一八七二)から同十二年まで新町村戸長を務めており、それまで各名主間に引き継がれてきた新町村文書が榎家のものと一括されるようになったのです。

議定書の第二条は郷中出火時の火消し・駆けつけに関する取り決めで、「危うき場所防ぎ方、格別目立ち相働き候者ども」には褒美金を渡すとしています。第三条は「無宿躰並びに一本刀」「風俗宜しからざるもの」の徘徊取締りに関する取り決めで、評議の上「一統悪者どもの居合わせ候場所へ押し込み、追い散らし申すべく候」としています。谷地郷は元々在郷町として一つのまとまりを有して



(上) 元禄2年谷地本郷八カ村絵図(写真帳より)

(下) 県史資料室に保存されている写真帳

(「山形県史料所在目録」に採録されたもの)

目録集	採録概要	市町村名	冊数
第1集	榎久右衛門家文書	河北町	24
第2集	半田 要家文書	山形市	9
第4集	海老名宣行家文書	村山市	13
第6集	清野家文書	河北町	1

発展して来た地域で、八カ村が連続あるいは近接する関係にあったことから、これら二つの課題が生じたことは推測できます。また、第四条は「御年貢米金諸人用とも不納人」への対応に関する取り決めで、「小作不納」にも言及しており、第五条では「御年貢米金御上納に差し詰まり、余儀なく所持の田畑質地又は質流れ地の節」について、金主・地主・双方の村役人が立ち会い地所改めをして、「流地高」に支配名主が奥印することとしています。ここには、村域を越えた谷地郷内の地主小作関係の拡がり、その中で村請(むらうけ)を実現しようとする姿がうかがえます。なお、第六条以降は「不心得者」が他村で「理不尽」な行為に及んだり、「心得違いにて悪事致し候者」や「村々の内諸出入(でいり)」が生じたりした場合の取り決めです。

天保二年の前年は、天候不順で大凶作となり、大洪水も起き、苦しい農民らの訴えが頻発していました。嘉永七年の前年は、黒船来航やそのための御用金割当て、前代未聞の大旱魃(だいかんぱつ)・火事など世情騒がしく、谷地郷警備を強化したことが、『河北町の歴史 年表』に記されています。

議定書の再興には大町村上組名主と同下組名主の相談がありました。そもそも、「谷地郷取締議定書」のように支配領域を超えた議定書の成立は一般的とは言えません。成立の過程・背景や中絶・再興の理由が気になるところです。谷地郷やその周辺地域には、「大町念仏講帳」はじめ村ごとの契約・議定がたくさん残っており、住民の自治的結びつきは強いものがありました。また、村山郡内には安永七年(一七七八)以来続いた「郡中議定」があります。こうした社会や時代を背景に成立したのが「谷地郷取締議定書」であり、その歴史的意義はまだまだ解明する必要があります。

榎久右衛門家文書をはじめとする貴重な収集資料は、今後も紹介していきたいと思っています。

山形県 県史だより 第十八号

令和三年三月二日発行

編集・発行

山形県総務部学事文書課六分室

県史資料室

〒991-1850

寒河江市大字西根字石川西三五五

村山総合支庁西村山地域振興局

電話 〇三三七八三二二五

FAX 〇三三七八三二二六